

2024年4月1日

お客さま 各位

株式会社富山銀行

カードローン等における相続発生時の取扱いについて

平素より富山銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当行では、これまでカードローン等をご利用中のご契約者さまが亡くなられた場合、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」に該当するとして、期限の利益を喪失させ、相続人さまに対して直ちに一括返済を請求することを契約規定に定めておりました。

今般この取扱いを見直し、カードローン等において、「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ、相続人さまに対して直ちに一括返済を請求しないことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、別の理由（例えば返済遅延等）により、期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。また、改定後の規定は新たにご契約をいただくお客さまだけでなく、改定前にご契約をいただいているお客さまにも適用されます。

カードローン等を相続されたお客さまは、ご返済など、相続後のお手続きにつきまして、お取引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
富山銀行 営業統括部
TEL：0766-27-0164